

曾根塩田跡地産業廃棄物不法投棄事件に関する意見書

21世紀は「環境の世紀」であり、15年度の環境白書のテーマは「地域社会から始まる持続可能な社会への変革」である。

これを現実化するには、国民一人ひとりの環境に対する関心を高め、活力ある持続可能な社会の構築に向けた具体的な行動を踏み出すことを、行政が後押しすることが必要と考えられている。

さて、去る8月26日、当高砂市曾根地区塩田跡地において、産業廃棄物の不法投棄という住民の生活環境を脅かす犯罪が兵庫県警により摘発された。

当該土地に対しては、産業廃棄物中間処理施設建設計画当初から、住民の生活環境の悪化が懸念され、高砂市、当該事業者、地元住民により環境保全協定を締結する等の監視体制を行っていたにもかかわらず事件が発生したことに、地元住民の不安は計り知れないものがある。

市議会として、事件発覚後、直ちに全員協議会を開催し、8月28日付にて、県知事等に対し事件の早期究明と対応についての要望書を提出した。

また、この度、「曾根町の環境を見守る会」より市議会に対し、環境保全協定に基づき、当該土地への地元住民の立ち入り検査、生活環境の安全確保に必要な措置等を求める陳情もなされている。

よって、兵庫県に対し、曾根塩田跡地産業廃棄物不法投棄事件による地域住民の環境に対する活動に対し、現地の状況、土壌汚染の有無等のできる限りの情報公開と、適切な行政指導等の支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年(平成15年)10月28日

高砂市議会